



渋谷区落書き抑止カメラ貸与事業



渋谷区内で落書き被害を受けた方に、一定期間落書き抑止カメラを貸与します。

1. 対象者

渋谷区内の落書き被害があった建物等の所有者または管理者

※申請者が建物等の所有者ではない場合、所有者に承諾をとってください。

2. 期間・費用

◆貸与期間:3か月間(1回に限りさらに3か月の延長が可能)

◆費用:無料

※カメラの維持管理経費(電池交換等)は自己負担になります。

※申請は1つの建物(敷地内)につき、1回限りとなります。

3. 手続きの流れ

申請方法・利用の流れは、チラシ裏面をご確認ください。

4. 注意事項

- ・ビス打ち等がなく、撤去時に原状回復が不要な場所のみの設置となります。
- ・電池交換等のご自身でご対応いただきますようお願いいたします。
- ・抑止カメラのデータは第三者へのデータの提供や閲覧をさせることはできません。
※警察や弁護士等への提供が必要な場合は、渋谷区へご相談ください。
- ・返還後、抑止カメラのデータに関しては廃棄いたします。

お問い合わせ・申請先

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所12階
環境整備課きれいなまちづくり係

☎03-3463-3496 (直通)

3. 手続きの流れ

申請

区へ「渋谷区落書き抑止カメラ貸与申請書」を提出してください。

- 【提出方法】
- ・ 窓口（区役所本庁舎12階）
 - ・ 郵送
 - ・ オンライン申請（右記二次元コード）



▲オンライン申請

決定

申請から2週間程度で決定通知書が届きます。

設置 日程調整

区の委託事業者より設置の日程調整のご連絡がお電話にて入ります。

◆カメラ設置時の申請者のお立合いは必須となります。

【委託事業者】一般社団法人 CLEAN&ART（クリーンアンドアート）

カメラ 設置

委託事業者が設置場所に伺って、カメラを設置します。

◆必ず申請者はお立合いください

◆設置にあたり、表面の「4. 注意事項」をご確認ください。

貸与期間 終了の お知らせ

貸与終了3週間前を目処に、区より貸与期間終了のお知らせが届きます。

◆期間延長のご意向がある場合、1回に限り3か月の延長が可能ですが、「渋谷区落書き抑止カメラ貸与変更申請書」の提出が必要となります。

◆貸与終了する場合、「返還届兼記録媒体破碎同意書」の作成をお願いします。

撤去 日程調整

区の委託事業者より撤去の日程調整のご連絡が入ります。

◆設置時同様、申請者のお立合いは必須となります。

撤去

委託事業者が伺って、カメラを撤去をします。

◆撤去日当日、「返還届兼記録媒体破碎同意書」を委託事業者に渡してください。